

26年議案第32号

平成26年12月14日執行衆議院議員総選挙の在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の決定について

平成26年12月14日執行衆議院議員総選挙の在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所を次のとおりとする。

平成26年11月21日提出

清須市選挙管理委員会

委員長 山田耕慈

在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所

清須市役所本庁舎 3階 小会議室 (清須市須ヶ口1238番地)

**【提案理由】**

在外選挙人の期日前投票所の場所及び期間については、公職選挙法第49条の2第2項による法第39条及び第41条第1項「投票所(当日投票所)」の読み替え規定により選挙管理委員会が指定した場所に設けるものであり、選挙の期日の告示の日併せて告示しなければならないためです。